

第 2 2 回 軽米町 議会 定例会

令和 3 年 9 月 7 日 (火)
午前 9 時 5 9 分 開 議

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

3 番 江 刺 家 静 子 君

1 0 番 山 本 幸 男 君

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君	12番	松浦	満	雄	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	梅木	勝彦	君
会計管理者兼 事務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長		福島	貴浩	君
町民生活課	総括課長	松山	篤	君
健康福祉課	総括課長	内城	良子	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君
地域整備課	総括課長	工藤	薫	君
再生可能エネルギー推進室	長	梅木	勝彦	君
水道事業所	長	工藤	薫	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君
教育委員会事務局	総括次長	大清水	一敬	君
選挙管理委員会	事務局長	梅木	勝彦	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君
農業委員会事務局	長	江刺家	雅弘	君
監査委員		西山	隆介	君
監査委員会事務局	長	小林	千鶴子	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって3番、江刺家静子君、10番、山本幸男君の2名とします。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

◇3番 江刺家 静子 議員

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 3番、日本共産党の江刺家静子でございます。今回私が最初に質問いたしますのは、トイレにトイレットペーパーがあるように、女性用トイレに生理用品も置いてほしい、そして働いている人たちに生理休暇を取得しやすいようにしてほしいというこの2項目について取り上げました。この質問をするに当たって、今まで生理というのは、何か隠しているもの、あまり表に出してはいけない、ましてや男性のいる前で話をするなどということは、本当に考えられない時代もありました。しかし、今年はオリンピックがあったり、いろいろ女性のことが取り上げられる機会がありました。SDGsというのも運動がかなり進んできまして、全国各地でもこのことを取り上げる議会が増えてきていると思っています。

それでは、早速トイレにトイレットペーパーがあるように、女性トイレに生理用品も置いてほしい、そして生理休暇を取得しやすいようにしてほしいということです。昨年から流行している新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、生理用品の購入にも困難している女性たちの存在がマスコミでも報道され、関心が高まっています。生理用品までお金が回らず、小まめに交換できない。最悪なケースと

して交換頻度を減らしたり、トイレットペーパーで代用するというような声もあったということです。生理は、これまで汚れたもの、恥ずべきものという、話題にすることをタブーにする風潮がありました。それは、日本だけでなく世界でもです。世界でも対策が遅れていましたが、2015年国連で採択されたSDGs、誰一人取り残さないという理念が教育や福祉の基本になって、ジェンダー平等の観点から政府も取組を始めています。軽米町総合発展計画もSDGsを目標にしています。内閣府の男女共同参画局が取りまとめた女性活躍男女共同参画の重点方針2021に、生理の貧困が盛り込まれました。政府は、指針の中でコロナ禍で経済的な理由から生理用品を購入できない女性の問題が顕在化したとして、生理の貧困への支援について触れています。

しかし、この支援は、コロナ対策という一時的な取組になる可能性があります。生理の貧困は、今に始まったことではありません。また、貧困だけが要因ではなくて、保護者からの理解や経済面以外の様々な理由が生理用品や生理に関する情報、ケアなど得られにくいことなどが要因になっているということです。生理用品が自由に使えないとかで不登校になる事例はないのでしょうか。

先日町の図書館に行きましたら、新しい本が、大きい本です。「女子も！男子も！生理を知ろう」ということで、まず第3巻までありました。第1巻は、「生理ってなんだろう」、第2巻、「生理のなやみ」、第3巻、「心と体の成長と生理」という子供向けの本が新しく入っていました。その中には、ナプキンの持ち運び方、突然生理になったらなどの説明も具体的に書いてありますが、それを想像しただけで女生徒の様子が浮かび、寂しいような、悲しいような、大昔からの女性の悩みが解決されていないなと感じました。

先日二戸市内の結婚式とかやる大きな会場に議員研修会で行ったときに、女性用のトイレに入りましたら、そこのトイレにトイレットペーパーの隣に生理用ナプキンも置いてありました。ご自由にお使いくださいというふうに書いてありました。女性の生理は、人類が子孫を残すための必要不可欠な生理現象であり、生理期間中は体調にも影響があります。本当の意味でのジェンダー平等の観点から生理用品購入確保は、女性として生まれた者のみに負担となることから重要だと考えます。7月20日、内閣府の生理の貧困に係る調査では、全国581地方公共団体が実施または実施を検討していると回答しています。岩手県内でも6市町村が災害備蓄品も含め、何らかの対応をしていると報告しています。そこで次の4項目について質問いたします。

生理の貧困についてどのように捉え、町として対応策があるかお伺いします。

2つ目、町内の学校や公共施設の女性トイレに無料の生理用品を配備すべきではありませんか。

また、3つ目、町職員は、生理休暇の取得状況はどうなっていますか。会計年度任用職員の場合はどうでしょうか。どちらも権利としては認められておりますが、皆さんちゃんと取ることができているのでしょうか。その法律の趣旨に沿って生理休暇の取得が進むよう周知と取得しやすい職場づくりが必要だと思うが、見解を伺います。

4つ目です。小中学校で生理についての教育、気軽に相談できる体制になっているかどうか伺います。

今回のこの質問をするに当たりまして、私は通りかかった女子中学生がちょうど夕方、薄暗くなったときに、部活を終えて通りかかりました。それで、私はその子に聞きました。私今度議会でこれを聞いてみたいと思うのだけれども、どう思うと言ったら、にこっとしまして、学校の制服にポケットがないのですよ。だから、トイレに行くときに持っていくのに困るのですという話をしていました。それでは置いてあれば安心だねと言ったら、にこにこしていました。

以上の4点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の生理の貧困についてのご質問にお答えいたします。

最初に、生理の貧困についてどのように捉え、町として対応策があるのかとの質問にお答えいたします。

町では、総合相談の窓口として、健康福祉課へ地域包括支援センターを設置しており、また二戸管内としての生活上の悩みや困り事を抱える方々の相談につきましましては、二戸社会福祉協議会の暮らしの相談窓口があり、連携を図りながら対応をしているところでございます。その中でも生理困窮の相談件数はゼロ件で、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮等から生理の貧困となっている方はいないものと認識しております。しかしながら、今後の状況等を把握しながら適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、町内の学校や公共施設の女性用トイレに生理用品を配備すべきではないかとの質問にお答えいたします。小中学校では、必要になった児童生徒に対しましては、保健室等で配布、提供しております。公共施設の女性用トイレへの配備につきましましては、現在のところは生理貧困の相談件数が皆無である状況からも、直ちに対応が必要な対策とは捉えていないものであります。新型コロナウイルス感染症の長期化により、今後そのような事態が生じる可能性もあり得るものと考えられますが、生理貧困に特化した対応ではなく、生活支援等全体的な影響に応じた対応が必要になるものと考えております。

町職員の生理休暇等の取得状況等のご質問にお答えをいたします。まず、職員の

生理休暇の取得状況でございますが、令和2年4月1日から令和3年8月31日までの期間において調査いたしましたところ、常勤職員につきましては、取得実績はございませんでしたが、会計年度任用職員では2名で1.5日の取得がありました。常勤職員における令和2年1月1日から12月31日までの年次有給休暇の平均取得日数は10.3日で、多くが繰り越されている状況もあることから、特別休暇ではなく、年次休暇を取得している場合もあるのではないかと想定いたしております。生理休暇につきましては、軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第8条第16条において、女性職員が生理日の就業が著しく困難であるとして請求した場合に2日の範囲内の期間取得が可能である旨規定されております。また、会計年度任用職員においても、会計年度任用職員の給与等に関する規則、第18条において、有給休暇として規定しております。今後も制度の周知及び理解のため、職員組合とも連携しながら希望者が休暇を取得しやすい職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、小中学校での生理についての教育、気軽に相談できる体制になっているかについての質問にお答えいたします。小学校につきましては、5年生、6年生で宿泊を伴う行事があることから、その事前学習として主に養護教諭がVTRや講話、生理用品の実物の説明等を通して、女子児童を対象に指導しているところでございます。また、4年生以下であっても、家庭から相談があったり、体格的に可能性があったりする児童には、個別に対応しております。そのほかについては、学習指導要綱にのっとり保健体育科における学習を行っているところでございます。

中学校につきましては、2年生で思春期講座、3年生でライフスキル講座として産婦人科医師等の外部講師を招いて、思春期の心身の様子やありようなど、社会生活における必要な知識等について学習機会を持っております。

小中学校いずれにおきましても、児童生徒が相談しやすいようにふだんから教職員とのコミュニケーションを図ることに努めており、児童生徒自身が直接訪ねたり、女性職員が話をつないだりしながら養護教諭が専門性を生かし、受皿として相談に対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 町長個人がどのように考えるかというのの答えがなかったと思います。先ほど私図書館に行ったときに、本が新しく入りましたという、大きな本なのですが、3冊置いてありまして、「女子も！男子も！生理を知ろう」という題で第1巻から第3巻までありました。学校の先生方もいろいろご苦労されていると思いますが、昔とは変わっているのだなということでもちょっと対応の仕方をもう少

し考えていただければと思います。

例えば中学生がナプキンを緊急に必要なになったとき、保健室に用意してあるとのこと。また、保健室に行かなくても友達同士で貸し借りする場合もあるようです。もしも、さっき言ったように、トイレットペーパーのように女子トイレに生理用品があったら、どんなに安心できることでしょう。また、生活困窮者への支援と併せて考えたいということでしたが、生活困窮者のみならず役場のトイレとか、健康ふれあいセンターのトイレとか、そういう公共施設の女性用トイレに置いていただければ、本当に助かると思います。また、災害用品として生理用品も備蓄しているかどうかお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） お答えいたします。

私からは、学校関係についてちょっとお話を申し上げたいと思っておりました。生理についての学習についてということではいろいろ図書館の本とか、お話しいただきました。今授業におきましては、どういうふうに扱っているかということもちょっと触れたいと思うのですが、先ほど答弁で行事の事前指導として行うということと併せて専門の先生から講話等をいただくということで理解を深めているということがあるのですが、授業としましても保健の時間がございます。これは、小中学校とも体育と一緒にのですけれども、保健というのは、座学になります。その中で体の発育という項がございます。そういった中で男女一緒に一般的な知識を習います。ですから、生理とか月経という言葉は、当然そこで出てきますので、ただ深くという形まではなかなかいっていないというのが状況でございます。ということで必要に応じて女子の生徒方を女性教諭とか、あるいは養護教諭の先生が発達段階に応じた指導を行っているということなのです。これは、後々その生徒方が個別に相談したいというときの窓口づくりにつながるようなという配慮もあって、そういったことを行っているというのがありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

もう一つ、生理用品の配布についてですが、先ほど答弁のとおり、必要な児童生徒に個別に提供しているということで、多くは保健室の対応ということで今進めております。こういった形のところが多いうふうになっております。例えば八戸市とか、北上市等も同様に対応しているということなのですが、今いろいろお話をいただきました。生徒方の要望とか、実情等、もうちょっと伺ってみたいなど、それによつての対応もまた検討してみたいなというふうに思ったところでございます。以上です。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○町長（山本賢一君） 災害備蓄品としての対応でございますが、避難所に係る備蓄品につきましても、現在食料品を中心に進めております。昨年度は保存期間が長めの乳幼児のミルクを購入するなどに努めておりますが、今後は女性の生理用品等の備蓄も考えて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

[総務課総括課長 梅木勝彦君登壇]

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 公共施設への女性用トイレへの配備につきましてでございますが、現在のところ生理貧困の相談等の相談がございません状況でございますから、直ちに対応が必要なものとは考えておるところではございません。しかしながら、今後必要に応じまして対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

[3番 江刺家静子君登壇]

○3番（江刺家静子君） 先ほど最初にも申し上げましたとおり、何か今まで公の場でこういうふうに大きい声で生理のことについて話をしたことがなかったものですから、本当にちょっとなかなか勇気が要ることだったのですけれども、例えば私が勤めていたときは、生理休暇をよく取っておりました。でも、やっぱり生理休暇を下さいと言いつらくて、軽米町の条例の中に生理休暇2日というのが書いてありました。それを開いて持って行って、すみません、これで休みをいただきたいですと、そういう取得の仕方をしていました。

本当にただ毎月というか、その時期が来れば生理が来るというものでも、それだけではなくて、大変体調が悪い、おなかが痛いとか、本当に休みを取りたくなるようなことがあります。多分女子職員は、それを我慢したり、または薬を飲んで、痛み止めを飲んで来たりして働いているのではないかなと想像いたしました。生理休暇が取りやすいような職場の雰囲気にしていただきたいと思えます。

それから、テレビのCMなんかでは、本当に明るいコマーシャルをしていますけれども、女子高校生たちは、あんなのやめてほしいねと言っておりました。あんなに明るく自転車に乗ったり、夜も行儀を悪くして寝ている、そんなものではないのだよねと言っておりました。多分聞いていて、何をおまえは言っているのだと、もしかしたら思っているかもしれないが、何十年も何百年もそういうふうなときを過ごしてきた女性のことで、今やっとジェンダー平等の観点から、こういうふうに公に言える時期が来たというので私も発言いたしました。

学校のトイレ、保健室に行けば、忘れたときはもらえるかと思うのですが、やっぱりトイレにあったら、本当に安心すると思いますので、そのことについてよろしくお願ひいたします。この質問はこれで終わりにしまして、次の質問に入りたいと思います。

2つ目の質問です。G I G Aスクールの取組と課題について、そして子供のゲーム障がいについてお伺ひします。新型コロナウイルス感染拡大により、全国の小中学校に1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に配備するG I G Aスクール構想が実施されました。タブレット端末が渡されて、教育のI C T化が進められています。小学生からI C T機器に触れる機会がある反面、学童を持つ親からは、視力低下や依存症など健康面は大丈夫か、経済的な負担、そして1年生とか2年生だったら機械に向き合うのではなくて、もっと先生と顔を合わせて、情緒の関係からそういう授業をしたほうがいいのではないかとか、いろんな心配があります。小学校の1年生がまだローマ字も学習していないのに始める必要があるのかなということもあります。

アップルの創設者スティーブ・ジョブズ氏は、自分の子供が10代のうちはi P a dを使う時間を厳しく制限していたというお話を聞いたことがあります。また、学校現場では、新しいシステムの対応に教員の負担が増えることは明らかで、人員配置のサポートはあるのか気になるところです。学校の先生方も今このG I G Aスクール、I C T教育について、操作のこととか、いろいろ研修していらっしゃるのではないかと思います。

I Tに関連して、最近子供のゲーム障がいが増加しているという報道がありました。オンラインゲームなどに没頭して、日常生活が困難になるゲーム障がいは、スマートフォンのゲームも原因になっているということですが、端末の使用は、学校と自宅で時間が増えることになります。そこで通告しておりました次のことについて質問いたします。

まず、家庭での使用時間、これは家庭に対しても指導といいますか、ちゃんとこの時間で守ってくださいというふうに詳しくお知らせしているのでしょうか。また、その端末は有害サイトにつながらないようになっていますか。今の子供たちは、大変機械に慣れていて、何かいろんなゲームを引き出したりとかします。有害サイトにつながらないか心配いたします。

それから、その使うときの電気料金や壊れたときの弁償、機器の更新代金も無償となりますか。電気料金というのは、Wi-Fiの、電気料金ではなくて通信料のことです。表現がちょっと間違っていました。それから、家庭への説明対応、先ほども言いましたけれども、そのことについてお伺ひします。また、よく心配されるのは、電磁波の影響はどうかということです。

それから、3つ目、オンラインゲームなどに没頭し、日常生活が困難になるゲーム障がいが増加しているといいますが、当町の状況と対応はどうでしょうかお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） 江刺家議員のG I G Aスクールの取組と課題、子供のゲーム障がいに関するご質問にお答えいたします。

I C T技術が社会へ大きく広がる中で、教育現場におきましても先端技術の効果的な活用が必要とされる時代となっております。文部科学省が推進しますG I G Aスクール構想は、こうした社会変化を受けて、学校の児童生徒に1人1台のI C T端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで個々の児童生徒に最も適した学び方の選択肢を増やすとともに、これまでの教育実践に最先端のI C Tを組み合わせることにより、一人一人の学びが、より充実することを目指して行われるものでございます。I C Tを活用した教育においては、まず何よりも学校の授業の中での活用が主体となります。各教科では、それぞれの学びが深まるようなI C T機器を活用した授業の構想を進めております。

例えば検索などにより必要な情報を収集する調べ学習やお互いの考えを電子黒板などで共有し、発表や話し合いを行う学習、写真や音声、動画などを使って多様な資料や作品に表現する学習、また個々の習熟の程度に応じた学習など、多様な活用が期待されています。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染症下においては、オンラインによる学びや端末の家庭での活用が期待されている面もあり、軽米町としても準備を進め、環境を整えた上で家庭での活用を検討しております。家庭に端末を持ち帰り、児童生徒が家庭で学習するに当たっては、家庭での使用時間、電気料金、故障時の対応など、学校内での利用とはまた別のより細かなルールが必要となるため、現在先行事例や町の状況を踏まえて、活用に合わせて必要なルールなどを示したガイドラインの策定に向けて検討中であります。家庭での活用につきましては、様々な課題がありますが、実効性のあるガイドラインとするために一つ一つ課題を洗い出し、その解決に向けた取組と家庭への説明も尽くしながら今後も着実に進めてまいります。

有害サイトへの接続使用についてですが、原則として学校用のアカウントのみで使用することや有害サイトへの接続を規制するフィルタリングを適切に設定することで防げるものと考えております。

次に、電磁波の影響についてですが、通信機器が電磁波を放出していることは知られておりますが、それが使用者の健康を害するレベルであるかどうかの明確な裏づけは現在のところないものと捉えております。本事業は、文部科学省G I G Aス

クール構想にのっとったものであり、今後電磁波の影響が懸念される知見が明らかになった場合には、文部科学省の判断を基に使用の頻度や方法について検討してまいります。

ご質問の3点目ですが、オンラインゲームに没頭し、日常生活が困難になるゲーム障がいが増しているというが、当町の状況と対応はどうかについて申し上げます。オンラインゲーム等のやり過ぎによる健康や社会生活への影響については、以前から指摘されているところであり、各校では保護者も参加しての専門の医師等による講演会などを開催し、その内容や対応についての理解を深めております。今後におきましても関係機関等との連携の中で対応してまいります。

なお、現在導入している学習用タブレットについてですが、懸念されるようなゲーム等のアプリケーションは入っていないことから、学習用タブレットが依存原因となるようなことは考えにくく、学校でのICT教育の推進とは切り離れた問題として取り組んでいるところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 今学校では、いろいろ準備が進められているかと思えます。また一斉に始めているのでしょうか。準備の段階でしょうかお伺いします。

先ほども言いましたけれども、1年生から全学年一斉に始めるものとするれば、そういうのが意義といたしますか、それぞれの年齢とか合わせてやっていいと思うのですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。また、不登校の子の場合は、この端末を使って学習ができるというのは、いい面もあるかと思えます。それから、こういう教育について苦手とする先生もいらっしゃるかと思えます。機械を使って、しかも小さい子供たちにまで使い方まで教えるというのは。それで、専門の知識を持った方、または教員を増やすということをお願いしたいのですが、そのことについては、どのようにお考えでしょうか。また、教科書は、今まで紙の教科書だったわけですがけれども、端末で勉強するときは、全部学校から送られてきた授業だけでしょうか。それともデジタルの教科書、業者がつくった教科書を使うことになるでしょうか。そういう場合の費用の負担はどうかお伺いします。

また、やっぱり教える人の手といたしますか、先生の数が、慣れてくるまでは本当に多く必要だと思えますが、そのことについて国や県に町から要望してほしいと思うのですが、そのことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） お答えいたします。

初めに、今の学校でのICT教育の現状ということかと思えます。先ほど申し上げましたとおり、今はまずは授業で活用するというので、授業のいろんなICTの活用場面とか学習内容、どこが適しているかということで、今それを研修等を進めていただいているところでございます。それと並行してオンラインの研修もしているというふうな捉え方をさせていただきたいというふうに思っておりました。

1年生からもういきなりICTタブレットを使った学習を始めるかという懸念のお話をいただきましたが、これは今申し上げたとおり、タブレットを活用するといえども、全部の学習の中でタブレットを使っていくというわけではありません。タブレット学習が本当に適した学習の単元の、さらにそれを絞った部分というのがございます。それが適していると、しかもその使い方もどういうふうにしたらいいか、そこまで詰めてから使います。ですので、全部使うというのではもちろんありません。今は、そういったものを計画をつくったり、試行しながらつくっている最中というふうにお考えいただきたいというふうに思っておりました。

その次が不登校の児童生徒への対応のところですが、いろんな形でオンライン学習は活用できるのではないかというお話も出てまいりましたが、私は、そこは考えておりません。もっと対面とか、いろんな方法があると、不登校している生徒の状況に応じた対応の仕方がありますので、オンラインというのは、直では考えておりません。将来的には、そういった可能性も出てくるということはあると思えます。

もう一つは、研修、どういうふうに進めているかということですが、先生方、今研修を本当に熱心にやっただいております。学校全部の先生方がICTを得意だという形は当然のことながらないと思えます。私もあまり得意ではないかもしれませんが、ということで、ICT支援員を配置をしまして、月に2回は学校に伺うということにしておりました。その内容についても、学校で要望している内容について研修をしていただくということです。ですから、学校によっては、授業にどういうふうを活用したらいいかという実践的な研修をしているところもありますし、今入ったソフト等についての研修を中心に進めているところもあります。ですが、ICT支援員の方をお願いしているのは、1年目になりますので、ただ軽米町は相前からICTを入れていますので、授業の活用というのは、相当慣れています。ただ、ソフトが新しくなりましたので、その研修が時間がかかりますので、その部分を大事にしながら進めていただいております。ICT支援員の方には、1年目、最低この部分は学校にお伝えさせていただきたいと、研修の内容としていただきたいというのをお話を進めていただいております。学校任せ、先生任せという形ではないということをご理解いただきたいというふうに思っておりました。

ということですが、いずれタブレットを使った研修、授業等については、新しい部分でありますから、確かめ確かめ、本当に丁寧に着実に進めていくということ

中心に考えております。ですから、校長会議がございますが、そこも含めて学校にお伺いしたときは、コロナの対応とICTの部分は必ず話題としながら進めているというふうな状況もございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） GIGAスクールの件について答弁ありがとうございました。

私は、よそに負けないように急いでというのでは決してありません。どちらかというと、いずれ子供たちもそれに慣れてくるし、ゆっくりでいいよなど自分としては思っています。先生方も大変だなということとか、あと経済的な負担が増えてくることがあったら、それは要保護児童、準要保護児童の保護費のほうに加算されることを望んでおります。

次、3つ目の質問に入ります。再生可能エネルギーの取組について質問いたします。7月4日に記録的な長雨に見舞われた静岡県熱海市で大規模な土石流が発生して26名の方が亡くなり、1名の方が行方不明になっています。住宅損壊など、甚大な被害が発生しました。土石流の発生原因は解明途中のようですが、不適切な盛り土や投棄された産廃を含む土砂が崩落したと考えられています。そして、その現場周辺に太陽光発電施設があるというのが大変目を引きました。NHKのテレビ番組「クローズアップ現代」で脱炭素社会に大きくかじを切る中で急拡大する再生可能エネルギービジネスに見過ごせない問題が次々と浮かび上がってきたというようなテーマで番組がありました。この10年で2倍にも増えた太陽光発電、各地の施設で土砂災害が相次ぎ、命を脅かされる事態も起きているということです。NHKの調査で500キロワットアワー以上の太陽光発電施設は、全国で9,809か所あり、このうち土砂災害警戒区域と一部でも重なる施設は843か所、そして土砂災害特別警戒区域と重なる施設が249か所あり、土砂災害リスクが高い施設であることが初めて分かりました。その箇所をNHKでは独自に日本地図に落として特別警戒区域また災害警戒区域というふうにして番組をやっておりました。ただ、その中に特別警戒区域と重なる施設の中に岩手県の県北のところに印がありましたので、もしかしてメガソーラーはこの辺では軽米町だけだから軽米町かなと思って気になって見ていたところでした。

豪雨災害が報道されるたびに当町のメガソーラー、風力発電などの開発が土砂崩れなどの災害につながらないか心配する町民もたくさんいます。町内のメガソーラーなどの再エネ発電設備は、軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画に基づき進められておりますが、平成27年3月にこの計画を策定し、事業が始まって6年経過しました。今年3月、毎年協議会を開いてホームページに

新旧、変わったところはここですよというふうに分かるようにホームページに掲載されております。今年3月は、新旧対照表は出ませんでした。それで担当課に電話をして聞きましたら、変わったところがいっぱいあるので、変わったところを赤く表示をして委員たちに渡して見ていただきましたということで、私が見たときは、赤で表示された部分がなかったので、赤いところはないよと聞いたら、全部決まったからもう赤は消して普通の黒文字にしましたということで、どこが変わったか分かりませんでした。そこで、どのような点が変わったのかお伺いします。また、この計画は、協議会が重大な役割を果たすということでしたので、協議会の議事録なんかあるのかなということも思いました。それでは、質問の項目ですけれども、計画の変わった点をお聞きしたいと思います。

それから次に、①、これは目指す将来像、(P11)というのは、計画の11ページのことです。どのくらいその目標に近づいたか、進んだかということをお伺いします。その目標、将来像というのがあります。美しい景観を保全しつつ、資源を活用した再生可能エネルギーの導入が進んでいる。関連した新たな産業が育ち、地域経済が活性化している。3、非常時の防災拠点としてエネルギー及び食料の供給体制が整っている。4、日常の中に再生可能エネルギーが存在し、身近に感じられる。この4項目があります。どの程度近づいたかなということをお伺いします。

それから、2つ目は、住民に、いろんな交流駅のこともありましたけれども、雨が降ったりとか、よくメガソーラーのことが話題になります。今工事中のところもあります。事あるごとに進捗状況などについて説明してほしいのですが、また地域のそばに住んでいる方々への説明とかしているかお伺いします。

3つ目です。災害予防及び災害発生時の対応は守られているか。前回同じ質問をしたときに、協議会で発電設備の現地巡視を実施しているという回答がありましたけれども、そんなにいつまでも協議会の皆さんが現地を巡視するのかと思って、今どうなっているのかお伺いします。

4つ目、ハザードマップにメガソーラーの位置を表示できないか。これも前にお聞きした質問ですけれども、再度お聞きします。

それから、5番、令和3年3月の計画は、改正の箇所が多いようですが、委員の皆さんの意見はどうだったか。

それから、6つ目、開発面積の上限を林野面積の10%としていますが、土砂災害など自然破壊につながるおそれから、メガソーラーをこれ以上町内に増やさないよう上限を今現在の面積に縮小することを求めたいと思います。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の再生可能エネルギーの取組についてのご質問にお答えいたします。

初めに、町内のメガソーラーなどの再エネ設備や軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画に基づき進められているが、今年3月かなりの箇所が変更になったが、どのような点かについてお答えいたします。

令和2年度の軽米町再生可能エネルギー推進協議会は、コロナウイルス感染症対策のため、書面会議で開催し、農山村活性化計画の一部変更が委員全員から承認をいただいたところでございます。この農山村活性化計画の主な変更点といたしましては、基本計画の計画期間を延長し、現行の平成27年度から令和2年度までの6年間の計画期間を令和6年度までの10年計画としたところでございます。

なお、新しい総合発展計画との整合性については、本年度の会議において改正することとしたいと考えております。

そのほかの変更点としては、現在の事業の進捗状況等を踏まえた字句の修正、再エネ発電設備の導入目標が達成されたことに伴い、新たに設定し、気象状況などの統計数値の更新や太陽光発電事業が国、県の環境影響評価の対象事業となった旨の表記の追加、資料編への記載を追加したものでございます。

1点目の目指す将来像についての評価につきましては、前回の総合発展計画を踏まえて4項目を設定したものであり、おおむねこの将来像に向けて進められたものと考えております。

なお、新たな総合発展計画を踏まえての将来像につきましては、本年度の会議で協議することとしたいと考えております。

次に、2点目の住民に進捗状況を説明しているかについてでございますが、広報かるまい等で進捗状況等をお知らせしておりますが、引き続き農山村活性化計画の丁寧な説明に努めてまいります。

3点目の災害予防及び災害発生時の対応は守られているかにつきましては、それぞれのメガソーラー事業の設備整備計画の認定に当たり、認定条件を付しておりますが、その認定条件の1番目に近年ゲリラ豪雨に関連する災害が各地で見受けられることから、異常気象時における当該林地開発に起因する災害が発生しないようあらかじめ気象予報に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、万全の措置を講じることとしております。

この認定条件に基づき、既に発電開始している軽米西山太陽光発電や軽米西・東太陽光発電所においては、警戒設備計画指針等を策定し、大雨警報など、災害が想定される事態が発生した場合には、その計画に基づいた行動を取ることとしております。また、現在工事中の軽米尊坊太陽光発電所と高家太陽光発電所については、工事期間中災害情報伝達指針を策定しており、工事期間に災害が発生した場合は、

この指針に基づき行動することとしております。

現在工事中の2事業所においても、発電開始までには防災施設の日常の点検計画及び異常気象等により災害に対する警戒が必要となった場合の警戒配備体制を取るような防災計画を策定して、町に提出いただき、災害が想定される事態が発生した場合には、その計画に基づいた行動を取ることにしております。また、町でも随時防災パトロールを実施し、引き続き災害予防に努めてまいります。

次に、4点目のハザードマップへのメガソーラーの位置表示についてお答えをいたします。当町において策定している防災マップにおけるハザード情報につきましては、法に基づき岩手県が指定した洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等とし、民間事業者の住宅地図を基礎データとして表示させているところであります。したがって、当該基礎データにメガソーラー施設が表示されるようになれば、今後の防災マップの見直しの過程で必然的にメガソーラー施設が表示されることになると考えておりますが、これまで作成された住宅地図を見ると、建物以外の構築物などの表示については、限定的なものとなっております。

また、当町において独自の調査等により、施設情報等を掲載する場合、相当の経費支出が見込まれるとともに、防災マップの作成がお住まいの地域等の危険性を確認いただき、有事における速やかな避難や日常からの防災対策の啓発を目的としているものであることを踏まえ、独自調査等に基づく表示の必要性は低いものと考えているところであります。

5点目の令和3年3月計画は改正箇所が多いが、委員の意見はについて申し上げます。委員全員から令和3年3月に計画案の承認をいただいたところでありますが、数名の委員からは、計画に承認いただいた上で意見も出されましたので、その点につきまして口頭で説明し、了解をいただいたところでございます。

6点目の開発面積の上限を林地面積の10%としているが、土砂災害など自然破壊につながるおそれからメガソーラーをこれ以上町内に増やさないう上限を今現在の面積に縮小してはどうかにつきましてのご質問でございますが、軽米町再エネ農山村活性化計画で定めております開発の上限面積は、軽米町林野面積全体の10%以下と定めており、当該計画の見直しにつきましては、現在のところ変更は考えていないところでございます。上限面積の1,800ヘクタールについては、軽米町再生可能エネルギー推進協議会の委員の皆様で議論を重ねた上で設定したものでありますので、上限面積を守りながら調和の取れた開発となるよう指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 計画の期間が伸びたということでした。この伸びた理由もお聞きしたいと思います。

それから、協議会、持ち回りで説明してということでした。なぜこのことに私がこだわるかと言いますと、やはりあまりにも大きな施設であり、これは始まるたびに協議会が重大な役割を果たすということが言われましたので、協議会の皆さんにぜひともよく見ていただきたいなと思っております。昨年も持ち回りを、一昨年もたしかそうだったと思います。協議会の委員が今何人いるのか分かりませんが、例えば議会だと12人で、あとこちらの答弁をしてくださる課長方を入れても人数、このぐらいよりは少ないのではないかなと思います。本当に大事な会議なので、ぜひ開いていただきたいと思います。

持ち回りをしたということで、例えば岩手県とか、仙台の東北農政局からも来るかと思うのですが、そっちまで持っていったということでしょうか。また、会議録はちゃんとあるでしょうか。私は、この協議会が非常に重要な役割を果たすと思っておりますので、例えば熱海の土砂崩れがあったときに、過去にどういうことがあったかというのを会議のことなんかも出ていましたので、ぜひとも会議録とかもしっかりしていただきたいと思います。

それから、ハザードマップに掲載できない、無理だということであれば、場所の地割番地が分かっていますから、例えば国土調査の図面とか、税務課の図面などで、そこが土砂崩れのところとちょっと近いとか、そういうことも分かれば、豪雨のときとか警戒区域と近い、または重なっているかということについても確認していただきたいと思います。

それから、工事の方法なのですけれども、私も素人であれですけれども、高家のソーラーの見学会に行ったときに、高家では木の根っこを全部抜いておりました。山内は木の根を抜いてはいけないという木の根を残すということだったのですが、その違いが分かりましたら、教えていただきたいと思います。

それから、災害発生時の対応ということでもありますけれども、いろんな計画をつくっているのはいいと思うのですが、計画が助けてくれるわけではないので、すぐ役場に報告するとか、災害の発生が予見される際の待機体制及び災害が発生した際の対応、連絡体制をあらかじめ町に届けますとなっています。それから、前には、地域の皆さんに総会などがあったときに、こういう例えばメガソーラーの場合、土砂崩れがなかったとしても雷とか、竜巻とか、火災も予想されるわけです。そのときは、普通の火災の対応と違うと思いますが、そういうのはいつも説明していると言っていましたけれども、説明とかしているのかどうかお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 再生可能エネルギー推進室長、梅木勝彦君。

〔再生可能エネルギー推進室長 梅木勝彦君登壇〕

○再生可能エネルギー推進室長（梅木勝彦君）　ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

計画期間が延びた理由ということでございますが、こちらにつきましては、現在工事を進めております箇所が2か所ございまして、尊坊ソーラーにつきましては、本年度売電の開始と、それから高家ソーラーにつきましては、来年度の売電というふうな予定となっておりますが、計画としては、令和6年度までの計画の10年間ということで進めておるところでございます。

それから、協議会の在り方ということでございますが、持ち回りで説明をさせていただいておるところでございますが、遠方の方につきましては、書面を郵送いたしまして、意見を回答いただくというふうなことで進めさせていただいているものでございます。このコロナ禍が収束しましたならば、いずれ協議会につきましては、参集いただきましてご協議をいただくというふうな方法で進めてまいりたいと考えているところでございます。

会議録の整備でございますが、こちらにつきましては、会議録を整備しまして整えているということでございます。

それから、ハザードマップの掲載につきましては、詳細な部分につきましては、先ほど答弁申し上げたところでございますが、位置等の表示といった部分、こういう部分につきましては、検討させてもらいたいというふうに考えてございます。

それから、高家ソーラーの見学会での工法の違いというふうな部分でございますが、それぞれの地域によりまして、傾斜でありましたり、あるいは地形等が異なっているというふうなことから、様々な地形あるいは地形等施工について、そのような状況を見ながら施工をしているというようなことで伺っておるものでございます。

それから、災害等が発生した場合の対策ということでございますが、町で災害対策本部あるいは災害警戒本部を設置した場合には、再生可能エネルギー事業者からも現地を巡回していただきまして、町のほうに報告をいただいているというふうなことで対応をさせていただいております。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君）　江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君）　警戒区域などと重なっている場所がないか、ぜひとも確認していただきたいと思います。斜面に造ったメガソーラーとしては日本一だということを知っておりますので、私も大変日本のメガソーラーのところということでずっと注目して気にしております。

次に、最後の質問ですけれども、再生可能エネルギーの設備の費用は大半は消費者がまず負担しているということです。私たちが負担している電気料金に上乗せさ

れて、再エネ発電賦課金というので設備が造られています。軽米町の各家庭年間1万円前後支払いしていると思います。私は、地球温暖化対策として再生可能エネルギーそのものには賛成ですが、大規模に森林を伐採して、そして災害につながることを心配するようなメガソーラーは、町の将来のためにもこれ以上面積を増やすことをストップさせることを望んでおります。

最後に2つまたお聞きして質問を終わりたいと思います。町長の政務報告にあった軽米風力発電所、これはどういう事業所で、今どこかに風力発電の建設をしているのかお伺いします。それから、JR東日本エネルギー開発による風力発電、これも新しい事業でしょうか、説明をお願いします。

2つ目は、土砂災害や環境を守るため太陽光発電の規制条例、風力発電の規制条例を策定することが必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

○議長（松浦満雄君） 再生可能エネルギー推進室長、梅木勝彦君。

〔再生可能エネルギー推進室長 梅木勝彦君登壇〕

○再生可能エネルギー推進室長（梅木勝彦君） 風力発電の件につきましてお話をさせていただきます。現在政務報告でもお話をしましたとおり、1か所につきましては、工事を進めるというふうなことで、それからあと同じ地区に2基設置をするというふうなことで進んでいるということでございますが、詳しい内容につきましては、特別委員会でお話をさせていただきたいと思います。

あと規制条例の件でございますが、こちらにつきましては、現状を確認しながら今後の状況も踏まえながら設置等について検討してまいりたいというふうに考えているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） それでは、ここでコロナ感染症対策のために換気をいたしますので、正面の時計で20分まで休憩といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を続けます。

◇10番 山本幸男 議員

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 議長の許可を得ましたので、質問通告をしておりました2点について順次質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

6月29日にかかるまい交流駅（仮称）の建設予定地から鉛が出ましてから、6月29日から中断というようなニュースというのがありまして、その後実は私一般質問の通告したのは、8月24日のぎりぎりでございます。8月24日といいますと、8月23日に臨時議会があつて、24日が一般質問の通告の締切り、25日が議会運営委員会、27日が臨時議会と、それから9月1日が9月の定例議会のスタートというふうな感じで、3日が町長以下数名が県の医療局を訪問いたしまして、陳情書なるものを提出。それから、一般質問が昨日から始まって、昨日、今日という形でございますが、私的に言いますと、何で今、今日が一般質問だろうかなど。昨日は、同僚議員も交流駅の関係について質問いたしましたが、やはり一般質問が終了後様々な動向を見ながら町長が県に出向くというのが道理でないのか、心配がない町長だなど、そう感じております。したがって、私は、町長が県に提出した陳情書たるものは見ておりませんし、多分議員の皆さんも見ていない、町民も見えない、当局の中の何人かはそれは案をつくって持っていった。それが県に対する町民の声だというふうなことを言われても困るなど、私はそう思っております。そういうことにつきましては、改めて申し上げますが、町長は町民に、議会に対する配慮が大変とない方だと私は思っています。

交流駅の関係につきましては、時間を取って質問者も頑張つて質問いたしましたと私は認識しております。町長もまたかたくなに県の責任であつてというふうなことを強調し、そのための様々なデータ等も展開したと私はそう思っております。ただ、救いは町長は最後のほうに中村議員の質問に、いわゆるそのことについては、議会への説明、配慮がなかったなど反省しているとか、おわびを申し上げるとかというようなことを小さい声で、よく聞こえるか聞こえないぐらいの小さい声で発言したと私は思っています、何ほか救われたかなと、そう感じております。

そういうことございまして、今日私が質問するのは、8月24日に一般質問の締切り最後に、6番目でございますが、出したのでありまして、それから数えますと、今日は15日でございますので、古い新聞を見て質問をするというような感じになります。このことについては、今後様々議運等で議題に、話し合いをお願いしてみたいなどは考えておりますが、いずれそういう段階でございますので、私の質問は古い質問で県の要望の案も分からない、町長の姿勢もまず昨日の答弁以外には分からない。そういう中での質問でございますので、ちぐはぐであったり、また飛んだり跳ねたりというような格好になると思いますので、議長におかれましては、どうぞ配慮して、これは駄目ですよと、これはというふうなことにご指導願つても結構でございますので、どうぞよろしく申し上げます。私の質問通告をしておりましたのは、いずれ今まで述べたことについて町長の見解をひとつお願い申し上げたいと思います。

質問通告は事業計画の見直しと再検討委員会の設置の提案というふうなこと、誠に小さい項目の小さな願いを込めて質問通告をしておりました。ただ、私は、昨日の答弁、それから町長の県への要望等を聞いておきますと、こういう段階ではないのかなど、軽米町の人口が減り、世帯も減り、空き家が増え、店舗が空き店舗、商店街が寂しい、そういう中で高齢化が進み、65歳以上の人口が4人に1人は65歳以上という、そういうのから見れば、見直ししたほうがいいのではないかと、約30億円かけている建物を今やっているときでなかべと、もちろん契約もして入札も終わった段階での中止というのは、困難であるかもしれないけれども、縮小、見直しということが必要ではないかという通告をしておりましたが、残念ながら町長の心は、もうそこにはないというふうに感じて寂しく思っております。しかしながら、その思いは私変わりありませんので、改めてそういう見直しを。

具体的に申し上げますと、今回提案されております議案の中に、交流駅の幕のこと、舞台幕、どんちょうというのだから、それが約1億円で入札をして、その議決を求める案件も出ております。今何で1億円かけてどんちょう、舞台幕、上から下がってくるのだと思いますが、1億円かけて何でやらなければならないのだ。そういう時代ではないのではないかと。もっと歌舞伎でさえ電気ですとそういうふうなものでやっているそうでございますので、別に軽米で今どんちょうでというふうなことが、人を集める、そういうのはもっと見直ししたほうがいいのではないかと、そういう提案をしようかなと思っておりました。提案します、なぜどんちょう。

それから、椅子は固定席でなく引き出し式といいますか、そういう形の400席というように計画したいということも伺っておりましたが、それらについても人口の減少、併せてもっと減らすとか、何か見直しがなされたほうがいいのではないかなど私は考えておりますが、町長は、それらについての見直し、必要ない。

また、今回のどんちょうの関係については、1億円の特別、今議会で議決否決する、あるいは撤回するとなれば、可能であります。議員の皆さんには、そのときはまた一緒に頑張ろうと言いたいと思っております。そういうふうなところとか、どこか見直しを図りながら前に進むということは可能でないかなと考えますが、いかがですか。

また、そのほかに今回事業が延期になったことによって違約金といいますか、業者に払う額については、私的に言いますと、大変と高過ぎる、もう少し、少し延期したぐらいで建築は4,700万円、機械は930万円、電気が700万円、今は金利も大変と安い時代でございます。仕事もどうのこうのというようなことではないかと思っておりますが、何か協力願うことはないのかなというふうな感じもしますが、交渉に当たってみてもいいのではないかなと考えます。二、三何とかというふうな感じもいたしました。それらについての見解もお願い申し上げたいと思っております。

併せて質問いたしますが、町長は県の医療局に行って、どういう陳情書を出したか分かりませんが、いずれ委員会では出してもらって、さらに検討したいと思いますが、その内容の流れの骨の部分は、医療廃棄物については、まず温度計とか注射器とかが出たものだから、全て県の責任、それに係る費用を一切県、鉛についても、同じ場所であるから県の責任、全てそれに係る工事費の延長とか違約金の関係についても全て県というふうなことを述べたのではないかなど、推測です、私は見ていないから。そう考えます。

それで、9月4日のデーリー東北に町長が医療局の局長に文書を手渡しているところの写真があります。その裏方にちょっと小さい2人がいまして、もしかすればうちの議長、副議長でないかなというふうな感じもしますが、どういう立場でお願いして一緒に行ったのだか、旅は道連れですか、それとも応援団ですか。議会では行ってこいと言った覚えは、すみません、変な日本語でしゃべって申し訳ありませんが、そういう要請とか、話合いしたとは理解しておりませんが、いかがでしょうか。その中に山本町長は、その後は非公開で行われという文句があります。この非公開で行われたところで何の相談をしたのだろう。その点、もし話合いをするに、答弁できたら答弁してもらいたい。そうでなければ、今はコメントを控えるなら控えるでも結構でございますが、宝が入っていればいいのですが、そうでないのであれば、またこれも残念だなと思います。

以上についてまず質問いたします。

○議長（松浦満雄君） 山本議員、2番、3番はどうしますか。3回で終わりますが。

○10番（山本幸男君） あわせて、見直しの件についてです。2については、併せて馬検場跡地、2のつく日は馬検場は大変と人の交流があって、それもやっぱり午前中、11時頃までピークで、それから人が引いていくというような感じだかなと思って私二、三回見て、そう感じております。あの場所は、やっぱり黙っていても人が従来集まってくる場所でありますので、何回か一般質問でもやりましたが、それを生かす方法というのは考えられないか。駐車場につきましては、現在予定している駐車場は、まず下のほうでございますが、場所的に決まったことをほっくり返す感じになります。馬検場跡地等も様々場所的には活性化のために、交流を促進するために生かす方法を考えられないかというのが2番目でございます。

それから、3番目に出土した医療廃棄物の中の注射器、温度計、温度計は見せてもらいました。温度計1本見たけれども、もっと大量にあったものですか。それから、注射器等は、何本か見せてもらいましたけれども、それらはもっとあったことですか、何百何千と。それらはまた写真でまず提示できる状態にありますかのことについて併せてお願い申し上げます。

それから、併せて町長に追加してお願いしますが、陳情書という名前にしたのはなぜですか。議会では、よくこの間は問題になったのは、陳情書というものの取扱いについて、請願書とまず、本元は請願書と同じ取扱いにしたいというふうなことから、陳情書の取扱いを様々検討している段階です。要望書、請願書、陳情書、医療局へのお願いということも私は、なぜ陳情書だと。陳情書というのは、議会では請願と同等に扱うというような考え方があるので、私は理解しております。重いと思いますが、その点の、それらは変える、取り下げる考えはないか。

あわせて、議会では、社会福祉協議会の皆さんの協力で昨日の発言出ましたが、軽米病院に対して応援していこうと、一緒に盛り上げようというふうなことでボランティアで草刈り、コブシの花の片づけ等年二、三回ボランティアをやっております。町長の姿は見たことがありませんが、そういうのには関心が町長はないことですか。また、関心のある我々に対するご理解ももしかすれば、もう少しいただきたいと考えますが、いかがですか。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） それでは、山本議員の交流駅建設事業についてのご質問にお答えいたします。

前もっていただいております質問内容と多少違ってきておりますけれども、まず当初の質問内容に合わせてお答えをさせていただきます。まず、中村議員のご質問でも答弁申し上げましたとおり、当該事業は、平成28年度から本格的に建設候補地の選定に着手し、百人委員会、建設検討委員会、住民説明会、議会での検討に4年間の歳月をかけ計画された事業で、医療廃棄物の撤去処分も既に完了し、工事を再開している状況であります。建設場所の変更に当たりましては、さらに3億円弱の事業費の支出と相当の検討期間が見込まれることから、経費の縮減を図り、早期に住民の期待に応えるため、計画どおり事業を進めることが最善と考えております。

次に、出土した医療廃棄物中の注射器、体温計の数は、何本くらいかというふうなご質問でございましたけれども、医療廃棄物等は、土砂と分離処分するために相当の期間を必要とすることから、経済性、効率性を考慮し、土砂ごと現地から搬出し、焼却処分する方法を採用しておりますので、本数等の正確な数字は把握しておりません。以上、答弁とさせていただきます。

また、県医療局への陳情でございますけれども、9月3日、午前11時に県医療局を訪問し、2回目の陳情書を提出いたしました。陳情の内容といたしましては、8月27日に招集された第23回臨時町議会の特別委員会において、議員の皆様方に資料によりご説明申し上げた費用全額の負担を要望したものでございます。これ

に對しまして、小原医療局長からお互い地方公共団体として、県民あるいは町民に對して、税金の使途としてふさわしい内容であることを説明できるように今後の協議の中で検討していきたい旨のコメントがございました。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 答弁漏れがあるようでございますので、それらについてもう一回精査してお願い申し上げたいと思います。

重ねて質問いたします。今回の問題につきましては、医療廃棄物、それから鉛等が検出されたというようなことでございますが、その責任は県にありというふうなことの正当性はあるのかどうかというようなことで私は再度質問したいと思います。多分町が提出した資料だと思いますが、かるまい交流駅（仮称）の建設予定地の土地利用状況、産業振興課総括課長だか、これはそちらで出した資料だかなと思いますが、その中でずっと流れを見ておきますと、昭和23年に軽米病院が開院になって、交流駅の場所に、そこに建った。それから、助産所が開設、幼稚園がその後跡地を利用して幼児の教育のために頑張ったというふうなことでずっといって、その病院の跡地の一部を壊す、それから撤去する、公園にするという流れで進めて、まず進めて建物がなくなったのが平成17年というふうな感じなのです。

全てまず町が関わりを持ちながら最後に今回取得するというふうな格好でございますので、県立病院にももちろん責任はあったかもしれませんが、その様々な対応については、町が対応に当たっていくというような感じの資料ではないかなと思いますが、そんな面からいきますと、町長の言う県がというふうな感じは正当性があるのかな、どうかなという疑問を私は持ちますが、その点はいかがですか。それが第1点。

それから、先ほど質問の中でも触れましたが、かるまい交流駅（仮称）の関係の交渉については、丁寧に担当職員を中心として積み上げてお願いしていきたいというような柔らかな答弁が昨日はありましたが、今日は、この対応については、何ら触れていないというふうに感じますので、その内容、どう対応しているのかについても答弁をお願い申し上げたいと、そう思います。

それから、建物等の登記簿等の未整備の問題等、委員会でもちょっと触れましたが、臨時議会でも触れましたが、それらについてのその後の対応、何ら問題がなかったのか、その辺はいかがですか。

以上でございますが、かるまい交流駅（仮称）の予定地の履歴につきましては、それらはこの資料のとおりで間違いはないのか、その流れについても今回あるいは特別委員会等で説明願いたい、そう思いますが、それを希望して私の質問を終わります。

す。

○議長（松浦満雄君） 山本議員、何か答えていない部分があるということでしたが、そこをまとめてお願いします。

○10番（山本幸男君） 答える部分は、特別、議長と副議長が行ったのは何なのかというふうなのに答えていませんので、できればそれらも答えてもらえればいいなと思っております。

それから、軽米病院のボランティアにつきましての理解度の答弁もありませんので、その点はどうか。

〔「陳情書」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 陳情書というのにしたのは……

○議長（松浦満雄君） 分かりました。

○10番（山本幸男君） 撤回する考え方はないのか。

○議長（松浦満雄君） それでは、山本議員が私に対して質問したかというふうに今感じましたけれども、本来であれば、一般質問は当局の一般事務に対する質問でございますが、私の名誉のためにご回答いたします。

去る8月27日の全員協議会におきまして、この場で皆さんに要望することに対する問いをただしたところ、何ら異議がなかったので、要望、活動を一議員として、一議員の政治活動として行ってまいりました。途中で山本議員から、その要望書の内容について異議があったというふうなことで、その要望書の提出は取りやめたと、そういった経過でございますが、私は、町民のため、あるいは町の財政、いろいろ鑑みますと、できる限り県にお願いをしていくことが町民のためになる、そういった思いで行ってまいりましたので、何ら問題はないというふうに思っております。私は、そのように考えております。休憩をいたしますが、副議長の名誉のために、もし副議長、意見があれば、休憩でございますので、お話をお願いします。

午前11時51分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、再開をいたします。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 先ほど県に対する責任というふうなご質問だったと思います。これは、中村議員にもお答えはしておりますが、当該医療廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行前に埋設されたことが考えられますので、埋設したこと自体は違法ではなかったと考えております。しかしながら、埋設されていた医療廃棄物が出土した以上は、現行の法律に基づいて適正に処理する必要があります。

出土した廃棄物の中には県立軽米病院の名前入りの医療廃棄物が混入していることから、埋設したものは県立病院のものであると考え、埋設した方に適切な処分あるいは処分に要した費用の負担をお願いしたいと考えているものでございます。

あとどんちょうのお話もですか、これはどんちょう1枚に1億円というふうなことではないのでありますが、これは担当課のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

〔産業振興課総括課長 江刺家雅弘君登壇〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 先ほどの山本議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、どんちょうの1億円、正確な金額は把握してございませんけれども、高過ぎるのではないかということでもございましたけれども、これはどんちょうの幕と、あとそれを設置するための機材、装置、それらも含めた金額でございますので、具体的な内訳をお示しするのであれば、また特別委員会の席のほうで具体的に説明を申し上げたいと思いますけれども、いずれ幕だけが1億円するというものではなくて、幕の装置も含めた価格であるということでもございます。

それから、先ほど変更した金額、臨時議会で承認いただきましたけれども、非常に金額が高いのではないかというご指摘でもございましたけれども、これにつきましても、適正なまず公共工事の積算方法、積算経費によって積算されたものでありますから、高く取られる方もあるかと思っておりますけれども、いずれ公正な金額で積算した価格であります。

先ほど来、県のほうに全て責任が、責任、責任ということでもございましたけれども、当局といたしましても、県に全て責任ということではなくて、たまたま出たものが医療廃棄物、試掘をしたところ名前の書かれた体温計も出た、なので捨てた当事者にいずれ処理していただきたいということでもございまして、そのことについての県の責任がどうだ、こうだというものではございません。

それから、先ほど陳情書と要望書、町のは陳情書ということでもございましたけれども、当局といたしましては、継続的に県要望等してございますけれども、そういうふうな場合は、継続的にやる場合は要望書という形で要望しておりますけれども、このように突発的なものにつきましても、陳情書というような形を取らせていただいて県のほうをお願いしたものでございます。

それから、あと土地の利用状況を見ていくと、県ではなくて町にも責任があるのではないかというようなご指摘でもございましたけれども、いずれ最終的に町がその施設を買い受けて、解体は町で行ったというのも事実でございます。ただ、医療廃棄物が出土した状況、埋設されていた状況、当然燃やしながら徐々に廃棄物を捨てていたエリアが1か所だけではなくて、比較的浅いところに燃やしながら広げてい

ったというような形のものでございます。なので、町のほうで例えば解体したときに一括して捨てたのではないかということは非常になかなか納得いくようなものではなくて、医療廃棄物の捨て方、その辺の状況を見ますと、当時から少しずつ捨てていたものだというようなことで認識して、町のほうでは県のほうに負担を求めているものでございます。

また、登記の問題でございましたけれども、資料要求のほうもございましたので、特別委員会のほうで資料をお配りするように準備はしておりますけれども、いずれ内容を見たところ、その当時売買では取得したようではございますけれども、保存の登記までは行われていなかったようでございます。なので、現在考えられることは、抹消の登記事務ということが考えられるわけではございますけれども、それにつきましては、総務課と相談しながら今検討しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 重ねて質問いたしたいと思っております。新聞の記事につきましては、私は載っておりますので、それはいかがなものですかということをお願いだけであって、別にそういう立場で行動されるのについては致し方ないと、そう考えております。ただ、新聞報道を見ますと、見た人は、ああ、議長も副議長も一緒に行ったのだなと、そういうことなのだと思うわけ。それに対する答えも私たちは用意しなければならないことで、議長は私の質問が云々ということだけではいかがなものだろうか、自分ではそう思いますが、それはそれで見解ですから……

○議長（松浦満雄君） 山本議員、質問の要旨に沿って質問を続けてください。

○10番（山本幸男君） 質問は、そういうことでしたのでございますので、ご理解願いたいと思っております。

それでは、先ほどの交流駅の関係でございしますが、質問にまだ答えていない部分、例えばボランティアの問題とか、それから今日の一般質問、3日の県に対する陳情書、心配りがというふうなこと、これは個々の問題でございしますので、町長が答えられないということで無視してもらっても、それはそれでいいですが、私にすれば勇気を出して質問したと思っておりますので、答えがなければなくても結構でございますので、仕方がないと、そう思います。

いずれ開かれた町政ということについては、今後やっぱり町長は反省する、立ち止まって考えていくというふうなこともあるのではないかなと、私的には思いますが、感じないのであれば、それはそれで結構でございます。

次の質問に移りたいと思っております。次は、町長が告発されている問題について質問いたしたいと思っております。質問通告は、その後の動向は、また和解の選択というのは

ないのかどうかという質問通告でございますので、そのとおりで答えてもらって結構でございます。実は、私7月12日、盛岡市の地方裁判所に口頭弁論の何回目かの、最終だろうというような口頭弁論があるのでという情報がありまして、町が、あるいは町長が告発されている問題について1度勉強のために傍聴してみようかなと思って行ってきました。当日は、傍聴席は特別受付が要るわけでもなく、入場者の名前を書くわけでもない、ただ傍聴にご自由にどうぞというふうな感じでございます、私と役場の関係の方が何人か見え、新聞記者も何人かというふうな、そういう静かな法廷だったと、そう考えております。口頭弁論の内容については、正直専門用語等ございましたし、また前の口頭弁論を私は聞いておりませんので、なかなか理解できない。大方検討がつかないというふうなことで、時間的には3時間ぐらい座っていたと思います。

状況を見ますと、原告であります町内の女性の方が弁護士なしで自分がきばきと答弁をするというような感じの弁論で、一方被告の側の軽米町、町長は、本人も行っておりましたし、また弁護士が3人なのか4人なのかよく区別が分かりません、その側にそういう待機していて、様々確認、町長と確認等行いながら進むと、そういう光景の裁判でございまして、裁判長は、裁判長のほかに裁判官が2人おりました、3人体制で民事にしては、まず多いというふうに言う人もありますが、そういう状況でございました。それで、裁判長は、最後に以上をもって、言葉は多少違っているかと思いますが、口頭弁論一切終了と。次のは、判決、10月1日の1時だか、1時半だかに行います。まず来てくださいというふうなことをしゃべったのだか、そういうふう聞いています。それで、その最後の言葉の次に双方和解はないですねというように、和解してはどうかと促すような感じとかというふうには私は受け取ったのですが、そういう文書でないですねというふうな確認をもらったような格好にして法定を閉めたというふうな感じでございます。

それで10月1日には、多分そういうのがなるのかなと聞いてきましたが、町長とすれば、そういうのの和解の選択、町民対町長というふうな構図でございますので、片や1人で弁護士も頼まないでというのでございましたので、どこかいい選択というのがないものかなと、そう思って、一般質問になじむかなじまないかどうか分かりませんが、私は私なりの考え方でそういう質問をいたしますので、答える必要がなければいなくてもいいですし、答弁願いたい。

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午後 零時08分 休憩

午後 零時09分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

山本議員からは、告訴されている件とのご質問をいただきましたが、町を被告として提訴されている民事訴訟との判断でお答えをさせていただきます。

現在国家賠償法に基づくとする賠償請求事件と、それと関連する損害賠償請求事件の2件の民事訴訟を受け、町では弁護士を代理人として対応しているところでございます。当該訴訟につきましては、第1審の口頭弁論が終結し、判決を待っている状況でございます。具体的な内容や見通しにつきましては、訴訟継続中でございますので、答弁を控えさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、和解の選択についてでございますが、現状では町に非があるとは考えておらず、第1審の口頭弁論も終結し、判決を待っている段階でありますから、町として和解を提案することは考えていない状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 以上をもって本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 次の本会議は、9月15日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 零時11分）